

平成29年3月30日

国東市長 三河明史様

国東市男女共同参画審議会  
会長 吉田昇子

第2次国東市男女共同参画計画の策定について（答申）

平成29年2月28日付け国政企第0228001号で諮問された標記のことについて、審議した結果を別添のとおり取りまとめましたので答申します。

# 答申書

少子高齢化の進行により社会情勢が大きく変化するなか、国においては、女性の活躍推進を成長戦略の核として掲げ、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた取り組みが推進されています。

国東市においても、これまでの「国東市男女共同参画計画（改訂版）」に基づき進められた、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを踏まえ、女性の活躍推進や固定的な性別役割分担意識の解消などが求められています。

審議会では、平成29年2月28日に国東市長より諮問を受け、今後の国東市の男女共同参画のあり方について審議をいたしました。

諮問された「第2次国東市男女共同参画計画」は、性別に拘らず個性や能力を十分に発揮し、心豊かに暮らせる国東市を目指すものであり、国東市男女共同参画推進条例の基本理念にも適っており、適切なものであると考えます。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会で出されました意見を考慮し、市民、事業所、行政等が一体となって着実に推進されるよう要望します。

## 審議の内容

### 1. 男女共同参画社会実現に向けての理解の促進に努めること

男女共同参画社会を実現するには、男女がお互いの人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分に発揮できることが必要となります。家庭や地域など、あらゆる場面において、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に捉われないことがないよう、子どもから高齢の方まで、ライフステージに応じて、学習の機会を提供していく必要があります。

### 2. 生涯を通じた健康支援の充実に努めること

男女が生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、様々な場面に応じて健康支援に取り組み、心身の健康の保持増進を図っていく必要があります。特に女性は妊娠・出産など、男性とは違ったライフステージを歩む可能性もあることから、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意して施策の展開を図る必要があります。

### 3. あらゆる暴力の根絶に努めること

男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられることが前提であり、配偶者等からの暴力やセクシュアルハラスメント、児童虐待などは、被害者の

心身を著しく傷つけ、決して許されるものではありません。

暴力を許さない社会づくりに向けた啓発とともに、防止及び被害者への支援を関係機関と連携しながら総合的に進めていく必要があります。

#### 4. 様々な困難を抱える人への支援の充実に努めること

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等、様々な困難を抱えている人々の生活の自立と安定のため、関係機関が連携した総合的な支援対策を行っていく必要があります。

#### 5. 男女がともに活躍できる環境整備に努めること

少子高齢化が進行するなか、地域の活力を維持し、誰もが住みやすい国東市にしていくためには、男女が対等な構成員として様々な場で活躍できる環境の整備が必要です。市の政策や方針決定過程へ男女がともに参画し、それぞれの意見が対等に反映されるよう、市の審議会等委員への積極的な女性登用を推進するとともに、女性人材の育成や意識の啓発などを行っていく必要があります。

#### 6. 男女がともに支え合う防災・災害復興対策の推進に努めること

近年の震災における経験から地域における防災力の強化には女性の視点が不可欠であることが明らかになっています。女性の視点を盛り込んだ災害対応・防災体制づくりを推進する必要があります。

#### 7. 男性の育児・家事・介護の参画とワーク・ライフ・バランスの実現に努めること

共働き世帯の増加に伴い、女性の社会進出が進んでいます。家庭での家事・育児・介護の多くは女性が担っており、女性の負担は増すばかりです。女性が家庭生活と仕事を両立するために、男性自身が家庭での育児・家事・介護を「共に担うもの」と考える意識の改革を図っていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランス実現のため、市役所が率先してイクボス宣言をすることを提案します。

※イクボス・・・部下の育児、仕事と家庭生活の両立を推進する上司

平成29年3月30日

国東市男女共同参画審議会  
会長 吉田 昇子

